別記様式第５（第７条関係）（平７総府令３・全改、平10総府令８・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平18文科令32・平22文科令23・平24文科令１・平24文科令２・平24文科令22・平25文科令８・平26原子規３・平28原子規４・平29原子規９・令元原子規３・令２原子規12・令２原子規21・一部改正）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会　　殿

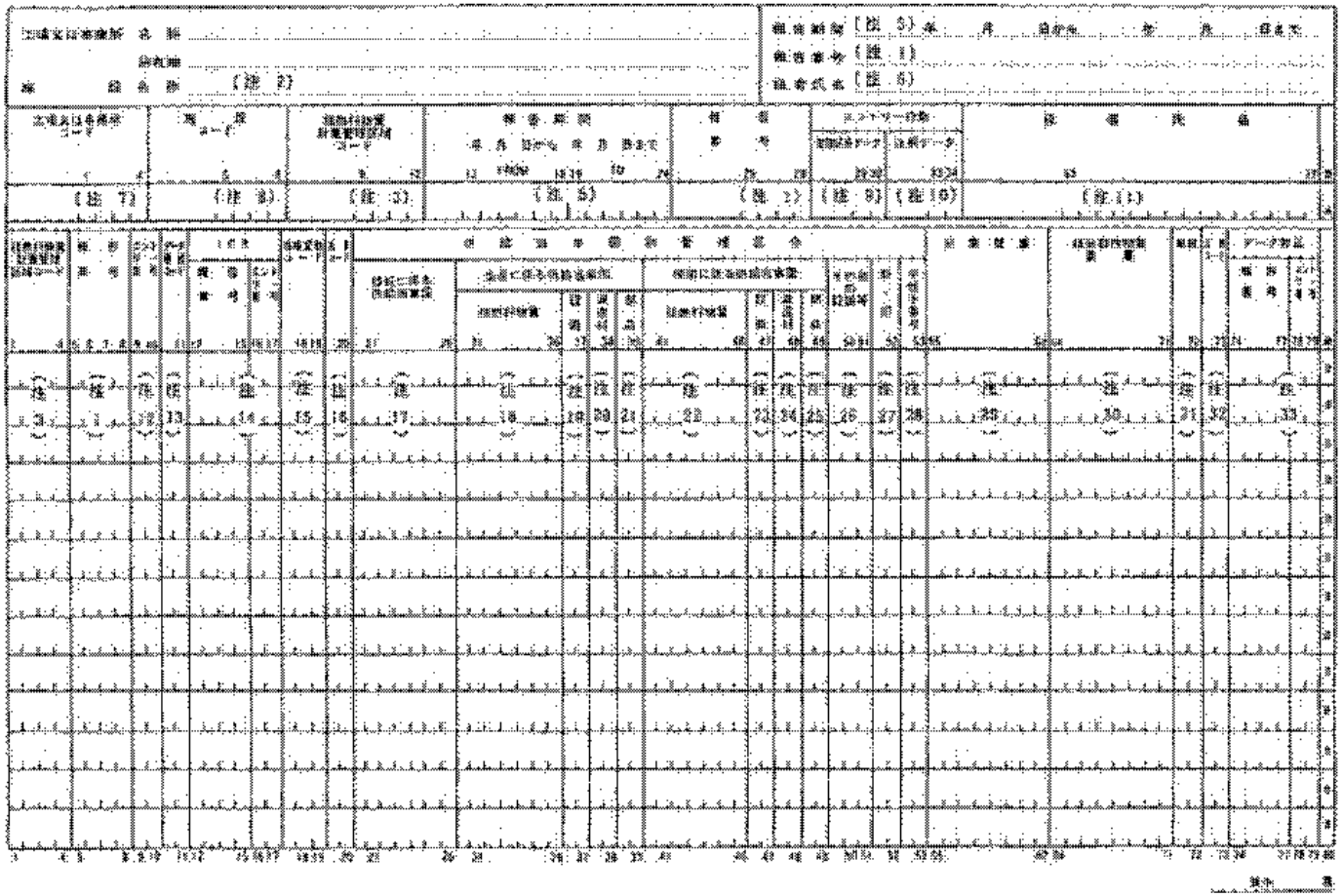
住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第５項（第10項又は第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先（注４）	名称	
	所在地			所在地	
施設名		（注２）		連絡員の氏名	電話番号（　　）
核燃料物質計量管理区域の符号		（注３）			

（その２）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)（OCR1）



注１　国際規制物資の使用等に関する規則第７条第５項、第６項、第10項又は第12項の規定に基づき提出する全ての報告書又は同条第13項の規定に基づき既に提出した同条第５項、第６項又は第12項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、ＭＢＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

２　別記様式第４の注２の例により記載すること。

３　別記様式第４の注３の例により記載すること。

４　別記様式第３の注２の例により記載すること。

５　別記様式第４の注５の例により記載すること。

６　別記様式第４の注６の例により記載すること。

７　別記様式第４の注７の例により記載すること。

８　別記様式第４の注８の例により記載すること。

９　別記様式第４の注９の例により記載すること。

10　別記様式第４の注10の例により記載すること。

11　別記様式第４の注11の例により記載すること。

12　別記様式第４の注12の例により記載すること。

13　イ　各エントリー情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。

ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。

14　国際規制物資の使用等に関する規則第７条第４項、第８項、第９項又は第13項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

15　別記様式第４の注16の例により記載すること。

16　別記様式第４の注22の例により記載すること。

17　国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

アメリカ	U
イギリス	Q
IAEA	I
カナダ	C
オーストラリア	A
フランス	F
中国	X
ユーラトム	W
カザフスタン	K
韓国	Z
ベトナム	V
ヨルダン	Y
ロシア	R
トルコ	T
アラブ首長国連邦	E
インド	N
日本	J
その他	O

18　二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

19　二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

20　二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

21　二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

22　第３次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「Ｕ」と記載すること。

23　二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

24　二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

25　二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

26　二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

27　原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第３次日米協定発効日（昭和63年７月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「Ｏ」と記載すること。

28　第３次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「Ｎ」と記載すること。

29　計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。

30　別記様式第４の注25の例により記載すること。

31　別記様式第４の注24の例により記載すること。

32　別記様式第４の注28の例により記載すること。

33　別記様式第４の注29の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２　ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

３　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。